

件名	職員の自己啓発等休業に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法の一部を改正する法律（平成19年5月16日公布、8月1日施行）
<p>【条例の概要】</p> <p>1 趣旨 地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 承認の要件 ・職員（一般職員、県費負担教職員）としての在職期間が2年以上であること。 ・公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資すると認められること。</p> <p>3 休業の期間 ・大学等課程の履修のための休業は2年（特に必要と認められる場合は3年） ・国際貢献活動のための休業は3年</p> <p>4 対象となる教育施設 国内の大学や大学院及びこれらに相当する外国の大学の課程 等</p> <p>5 対象となる奉仕活動 ・(独)国際協力機構（JICA）が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（例：青年海外協力隊） ・外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動</p> <p>6 承認の取消事由 ・休業に係る教育施設を休学、頻繁に欠席又は奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。 ・当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。</p> <p>7 職務復帰後における号給の調整 職員としての職務に特に有用であると認められるものは100分の100以下、それ以外のものは100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整する。</p> <p>8 退職手当の取扱い 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、自己啓発等休業をした期間を在職期間から除算する。 ただし、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合等についてはその期間の2分の1を除算する。</p> <p>9 関連する条例の一部改正（附則改正） 自己啓発等休業をしている職員を定数外とする。 ・愛媛県職員定数条例 ・愛媛県学校職員定数条例 ・愛媛県警察職員定数条例 自己啓発等休業をしている職員（技能労務職員、企業職員）には給与を支給しない。 ・技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 ・愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p>	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方公務員法 （自己啓発等休業）</p> <p>第26条の5 任命権者は、職員・・・が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、<u>条例で定めるところにより、当該職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。・・・）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（・・・）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。・・・）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたこと<u>その他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>6 前各項に定めるもののほか、<u>自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。</u></p>	